

議案参考資料（その2）

- 大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第42号議案関係）……（1）
- 大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）（第42号議案関係）（2）
- 大村市新ごみ処理施設位置図（第43号議案関係）……………（4）
- 大村市新ごみ処理施設配置図（第43号議案関係）……………（5）
- 入札結果（大村市新ごみ処理施設整備・運営事業）（第43号議案関係）（6）
- 三城小学校位置図（第44号議案関係）……………（7）
- 三城小学校配置図（第44号議案関係）……………（8）
- 入札結果（三城小学校校舎及び付帯施設解体工事）（第44号議案関係）（9）

大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第42号議案関係）

1 改正の理由

消防団員等の公務災害に対する損害補償の算定の基礎となる日額（以下「補償基礎額」という。）については、消防組織法等の規定により、その基準を定める政令に従い条例で定めることとされている。当該政令が改正されたことに伴い、本条例も同様に改正するものである。

2 改正の内容

(1) 消防団員の補償基礎額を以下のとおり引き上げる。

階級	勤務年数	改正前	改正後	差額
団長及び副団長	10年未満	12,900円	13,340円	440円
	10年以上20年未満	13,700円	14,170円	470円
	20年以上	14,500円	15,000円	500円
分団長及び副分団長	10年未満	11,300円	11,670円	370円
	10年以上20年未満	12,100円	12,500円	400円
	20年以上	12,900円	13,340円	440円
部長、班長及び団員	10年未満	9,700円	10,000円	300円
	10年以上20年未満	10,500円	10,840円	340円
	20年以上	11,300円	11,670円	370円

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額を9,700円から10,000円に引き上げる。また、消防作業従事者等が通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められる場合における当該消防作業従事者等の補償基礎額の限度額を14,500円から15,000円に引き上げる。

(3) 扶養親族のある消防団員又は消防作業従事者等に対する補償基礎額の算定に当たり、当該扶養親族1人につき加算する額を以下のとおり改定する。

扶養親族	改正前	改正後	差額
配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	100円	0円	△100円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	383円	433円	50円

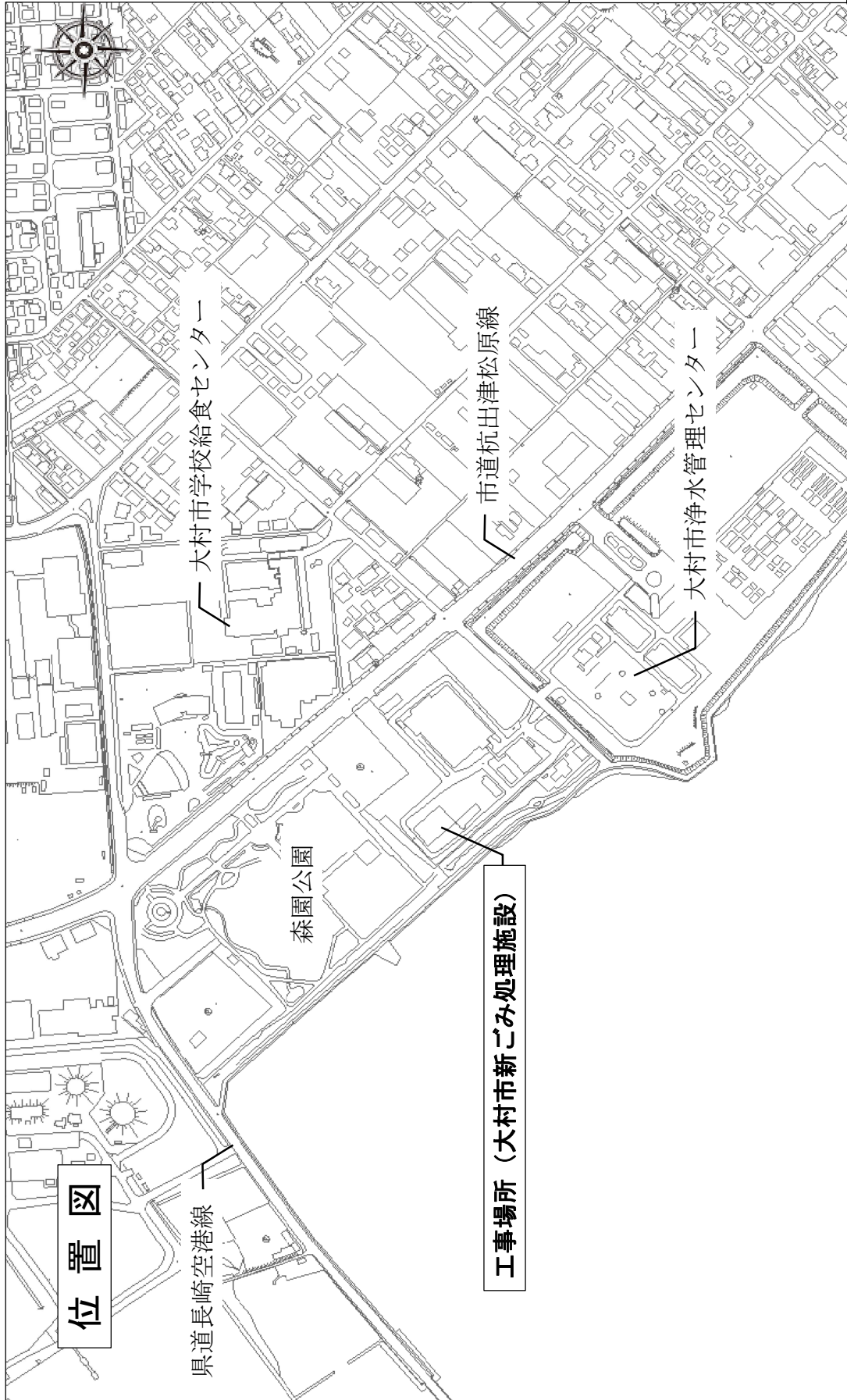
3 施行期日

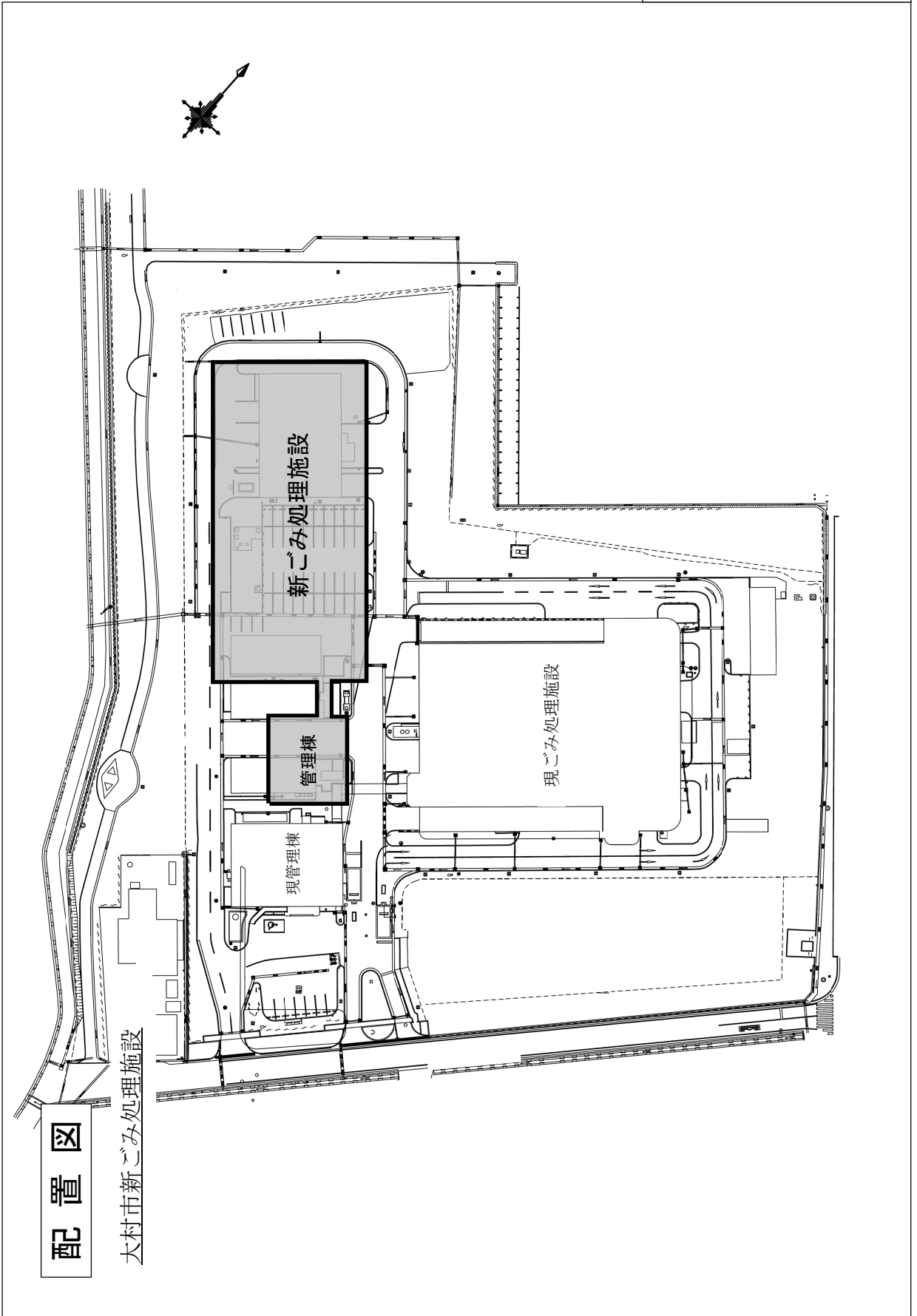
令和8年4月1日

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(補償基礎額) 第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、100,000円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の15,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(補償基礎額) 第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 略</p>

改正後	改正前																																				
(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 4 略	(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 4 略																																				
別表（第5条関係） 補償基礎額表	別表（第5条関係） 補償基礎額表																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340円</td> <td>14,170円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670円</td> <td>12,500円</td> <td>13,340円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>10,000円</td> <td>10,840円</td> <td>11,670円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300円</td> <td>12,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,700円</td> <td>10,500円</td> <td>11,300円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円
階級		勤務年数																																			
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円																																		
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円																																		
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円																																		
階級	勤務年数																																				
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																		
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																		
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																		
備考 略	備考 略																																				





入札結果

1 入札方式 総合評価一般競争入札（DBO方式）

2 価格審査

事業名	大村市新ごみ処理施設整備・運営事業		
開札日時	令和7年12月25日（木） 午後1時30分		
工事場所	大村市森園町1470番地		
設計額（税込み）	33,728,420,000 円		
予定価格（税込み）	33,728,420,000 円		
予定価格（税抜き）	30,662,200,000 円		
決定金額（税抜き）	30,660,000,000 円		
	設計・建設工事費（税抜き）	20,725,750,000 円	
	運営委託業務費（税抜き）	9,934,250,000 円	
No.	事業者名（代表企業）	入札金額(円)	摘要
1	荏原環境プラント株式会社 九州支店	30,660,000,000	
2	JFEエンジニアリング株式会社 九州支店		辞退
3	川崎重工株式会社 九州支社		辞退

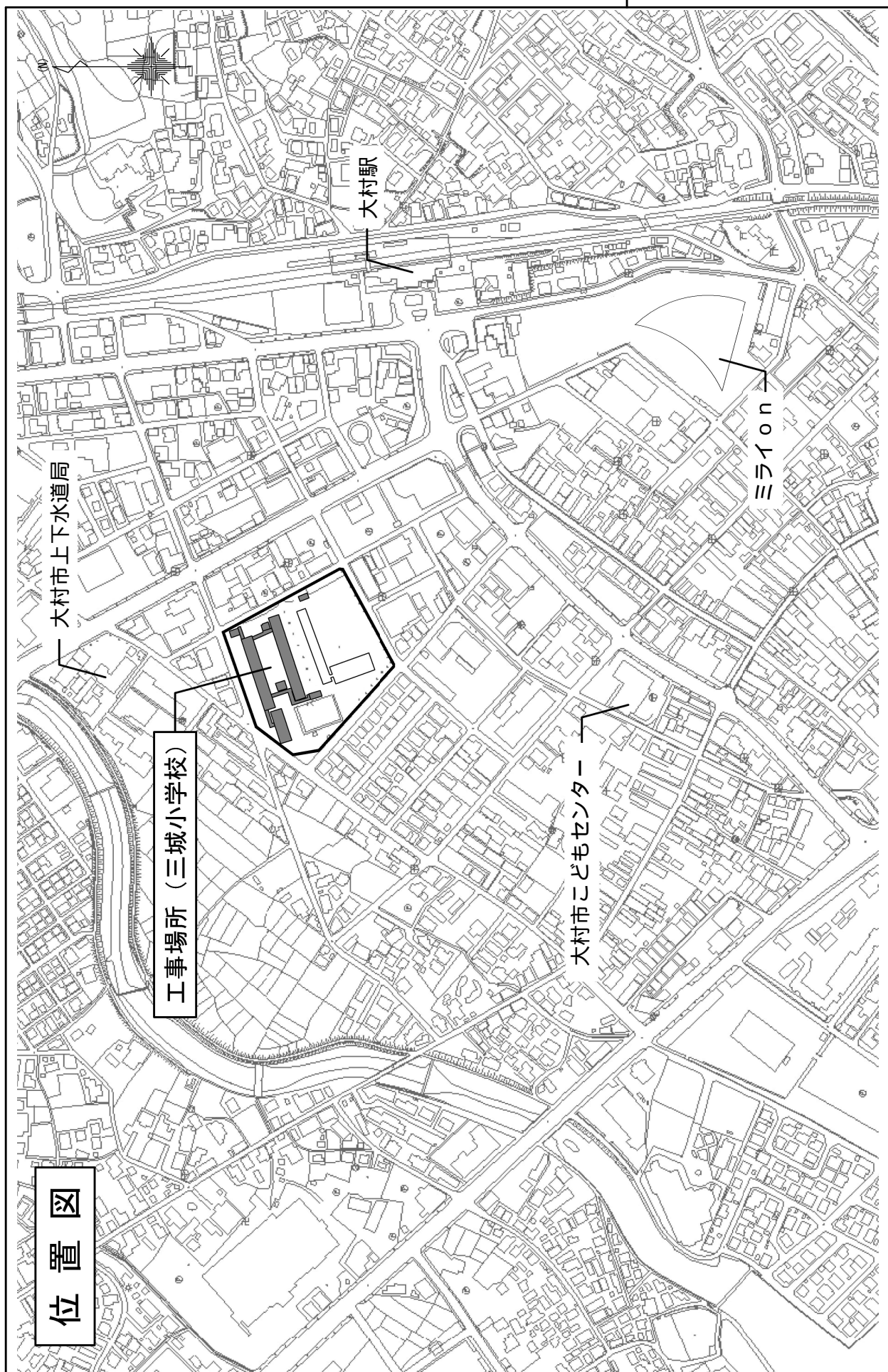
上記決定金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

3 審査結果

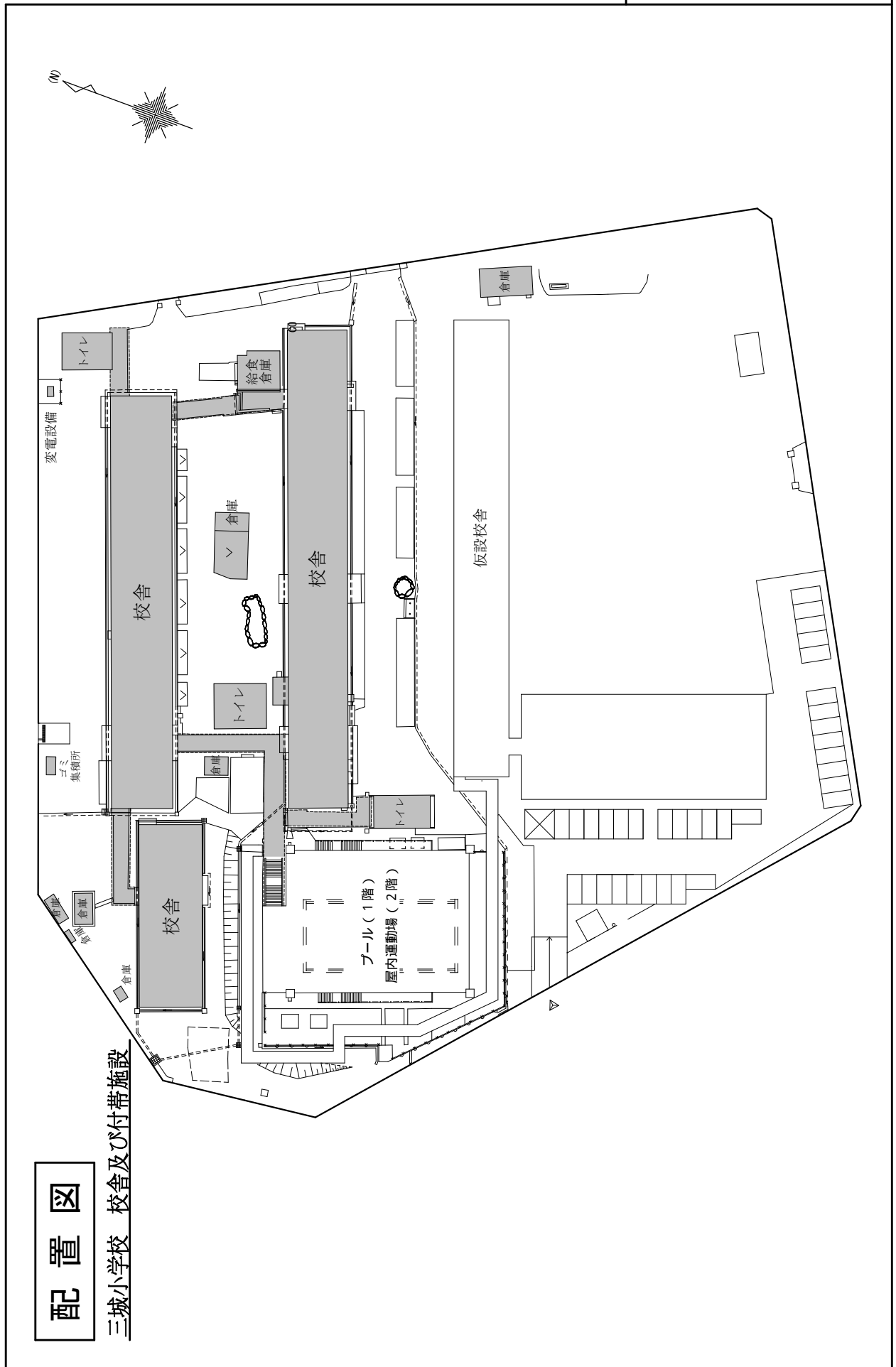
代表企業	非価格要素点 (配点:60点)	価格点 (配点:40点)	総合評価点 (A)+(B)
荏原環境プラント株式会社 九州支店	49.41点(A)	40.00点(B)	89.41点

4 落札者

代表企業	・荏原環境プラント株式会社 九州支店
協力企業	・株式会社安藤・間 九州支店 ・株式会社上滝 ・株式会社クラフティア 大村営業所



位置図



配置図

三城小学校 校舎及び付帯施設

入札結果

工 事 名	三城小学校校舎及び付帯施設解体工事					
開札日時	令和 8 年 1 月 3 0 日 (金) 午後 1 時 3 0 分					
工事場所	大村市東三城町 1 7 番地					
設計額 (税込み)	229,517,200 円					
予定価格 (税込み)	229,517,200 円					
予定価格 (税抜き)	208,652,000 円					
最低制限価格 (税抜き)	193,781,000 円					
決定金額 (税抜き)	195,328,000 円					
No.	業者名	第 1 回金額 (円)		第 2 回金額 (円)		摘 要
1	グリーンテック九州・森工務店特定建設工事共同企業体	192,958,000	1			最低制限価格未満
2	エムケン・木下工業 特定建設工事共同企業体	195,328,000	2			落札

上記決定金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。